

次の文章は、憲法及び法律の条文を抜粋したものである。

空欄 **A** ～ **E** にあてはまる語句を下枠の中から選び、記号で答えよ。

### 日本国憲法

第十九条 思想及び **A** の自由は、これを侵してはならない。

第二十三条 **B** の自由は、これを保障する。

### 教育基本法(平成十八年法律第百二十号)

(教育の目的)

第一条 教育は、**C** の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

### 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神に則り、社会教育に関する国及び **D** の任務を明らかにすることを目的とする。

### 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、**E** 及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一～九 略

ア	基本的人権	イ	信教	ウ	表現	エ	国民	オ	文部科学省
カ	地方自治体	キ	教育委員会	ク	言論	ケ	良心	コ	宗教
サ	教育	シ	職業選択	ス	文部科学大臣	セ	土地の事情	ソ	人間
タ	精神	チ	国家	ツ	学問	テ	地域の事情	ト	公共の福祉
ナ	性格	ニ	地域社会	ヌ	信条	ネ	勤労	ノ	地方公共団体
ハ	地域の課題	ヒ	学校	フ	都道府県	ヘ	人格	ホ	図書館

『日本十進分類法』新訂 10 版により、(1)～(3)については分類番号を、(4), (5)については主題を答えよ。

- (1) 経済
- (2) 仏教
- (3) 絵画
- (4) 490
- (5) 810